

## 二〇二一年度 博士後期課程外国人留学生入学試験・外国語能力試験 問題

早稲田大学大学院法学研究科

## 日本語小論文

民法研究指導(三枝)

三枝 健治

法改正は、それまでの判例・学説における議論とは無関係に全く白地に行うことはできないが、それに拘束されるものでもない。

日本の民法改正又は自分自身の国の民法改正においてなされた、従来の議論の単なる延長線上とは言い難い「新たな提案」を一つ取り上げ、その提案の当否を自身の視点から理論的に自由に論じなさい。論述に際して、その提案をめぐって、改正過程でどのような議論が生じたか、また、改正法に最終的に明文化されたか等、改正の経緯と結果に適宜触れなさい。